

平成31年度名古屋市教育委員会第2号議案

名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 講堂等の施設の使用料を規則で定めておりましたが、名古屋市教育センター条例（昭和56年名古屋市条例第7号）の改正により、条例で定めることとなりましたので、料金表の改正を行います。
- (2) 旧教育館と新教育館で貸出しできる施設及び附属設備が異なるため、料金表及び様式の改正を行います。

2 施行期日

平成31年7月29日（以下「施行日」という。）から施行します。ただし、第1号様式から第3号様式までの改正規定は、同年5月7日から施行し、施行日以降の使用に係る申請について適用します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市教育センター条例施行規則（昭和56年名古屋市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

「

分館	講堂、研修室及び和室	午前 9 時から午後 9 時（土曜日、日曜日及び法に規定する休日は午後 5 時）まで
	展示ホール	午前 9 時から午後 5 時まで

」

を

「

分館	午前 9 時から午後 9 時（土曜日、日曜日及び法に規定する休日は午後 5 時）まで
----	--

」

に改める。

第5条第1項中「条例第3条第2項に規定する」を「附属設備の」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

使 用 区 分		使 用 料 の 額					
		午 前	午 後	午前午後	夜 間	午後夜間	1 日
本館	合唱台1式	2,600円	2,600円	5,200円	2,600円	5,200円	7,800円
	グランドピアノ椅子付1台	6,500円	6,500円	13,000円	6,500円	13,000円	19,500円
	マイクロホン（A）1本	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	マイクロホン（B）1本	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
	ワイヤレスマイクロホン1本	2,600円	2,600円	5,200円	2,600円	5,200円	7,800円
	録音再生装置1台	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円	3,900円
	16ミリ映写機（スクリーン付）1台	5,200円	5,200円	10,400円	5,200円	10,400円	15,600円
	スクリーン1式	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円	6,000円
	照明設備	センターピンスポットライト（キセノンランプ）1台	1,300円	1,300円	2,600円	1,300円	2,600円
	スポットライト1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
	舞台照明装置1式	6,500円	6,500円	13,000円	6,500円	13,000円	19,500円
分館	拡声装置1式	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円	6,000円
	プロジェクター装置1式	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円	6,000円
	スクリーン1式	300円	300円	600円	300円	600円	900円
備考							
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。 (1) 午 前 午前9時から午後0時30分まで (2) 午 後 午後1時から午後5時まで (3) 午前午後 午前9時から午後5時まで (4) 夜 間 午後5時30分から午後9時まで (5) 午後夜間 午後1時から午後9時まで (6) 1 日 午前9時から午後9時まで							
2 入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。							
3 土曜日、日曜日及び法に規定する休日に使用する場合の使用料の額は、この表に定める額又は前号に定める額に1.1を乗じて得た額とする。							
4 ピアノの調律並びに16ミリ映写機、照明設備及びプロジェクターの操作は、使用者の負担とする。							

第 1 号様式から第 3 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条関係）

名古屋市教育センター施設使用申込書				
年 月 日				
(宛先) 名古屋市教育委員会				
住 所 〔 団体は事務所の 〕 〔 所在地及び名称 〕				
(ふりがな)				
氏 名 (団体は代表者氏名)				
生年月日 (団体は代表者生年月日)				
電 話 自 宅 (団体は事務所)				
勤務先				
教育センターの施設を使用したいので、次のとおり申し込みます。				
使用 目的	行事の名称			
	行事の内容			
使用責任者	氏名	住所	自宅 電話	勤務先
主 催 者 名				
共催者名・後援者名			入場 (集会) 予定者数	人
使 用 日 時				
使 用 施 設	本 館	講堂 第 1 2 講堂控室 第 1 2 3 研修室 第 1 2 展示ホール		
	教育館	第 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 研修室		
使 用 す る 附 属 設 備	本 館 (講堂)	合唱台 グランドピアノ (椅子付) マイク (A) 本 マイク (B) 本 ワイヤレスマイク 本 録音再生装置 16 ミリ映写機 スクリーン 1 式 (スクリーン付) (備付け・移動) センターピン スポット スポットライト 台 ライト 台 舞台照明装置 1 式		
	教育館	拡声装置 1 式 プロジェクター 装置 1 式 (備付け) スクリーン 1 式 (備付け・移動)		
入場料等の徴収	有 無		入場料等の金額	円
そ の 他				

注 使用施設の欄、使用する附属設備の欄及び入場料等の徴収の欄は、該当するものを○で囲んでください。

備考 1 名古屋市暴力団排除条例第 6 条の規定に基づく措置について記載する。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 2 号様式（第 3 条関係）

使 用 許 可 書			
年 月 日			
住所			
氏名（名称及び代表者氏名）			
教育センターの施設の使用は、次のとおり許可します。			
名古屋市教育委員会 印			
使用 目的	行事の名称		
	行事の内容		
使用責任者	氏名	住所	自宅 電話 勤務先
主催者名			
共催者名・後援者名		入場（集会） 予定者数	人
使用日時			
使用施設	本 館	講堂 第 1 2 講堂控室 第 1 2 3 研修室 第 1 2 展示ホール	
	教育館	第1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 研修室	
使用する 附属設備	本 館 (講堂)	合唱台 グランドピアノ（椅子付） マイク(A) 本 マイク(B) 本 ワイヤレスマイク 本 録音再生装置 16 ミリ映写機 スクリーン 1 式 (スクリーン付) (備付け・移動) センターピン スポット スポットライト 台 ライト 台 舞台照明装置 1 式	
	教育館	拡声装置 1 式 プロジェクター 装置 1 式(備付け) スクリーン 1 式 (備付け・移動)	
使用料の額	円		
許可の条件			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 3 号様式（第 6 条関係）

名古屋市教育センター施設使用料減免申請書 年 月 日 （宛先）名古屋市教育委員会 （申請者） 住 所 [団体は事務所の 所在地及び名称] 氏 名 （団体は代表者氏名） 電 話 自 宅（団体は事務所） 勤務先 教育センターの施設の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。			
使用 目的	行事の名称		
	行事の内容		
使用責任者	氏名	住所	自宅 電話 勤務先
主 催 者 名			
共催者名・後援者名		入場（集会） 予定者数	人
使 用 日 時			
使 用 施 設	本 館	講堂 第 1 2 講堂控室 第 1 2 3 研修室 第 1 2 展示ホール	
	教育館	第1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 研修室	
使 用 す る 附 属 設 備	本 館 （講堂）	合唱台 グランドピアノ（椅子付） マイク(A) 本 マイク(B) 本 ワイヤレスマイク 本 録音再生装置 16 ミリ映写機 スクリーン 1 式 （スクリーン付） （備付け・移動） センターピン スポット 台 舞台照明装置 1 式 スポットライト 台 ライト 台	
	教育館	拡声装置 1 式 プロジェクター 装置 1 式(備付け) スクリーン 1 式 （備付け・移動）	
減免を受けようとする理由			
減免を受けようとする金額	円		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則

- 1 この規則は、平成31年7月29日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第1号様式から第3号様式までの改正規定及び次項の規定は、同年5月7日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市教育センター条例施行規則第1号様式から第3号様式までの規定は、施行日以降の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育センター条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行														
(使用時間) 第 4 条 センターの施設を使用することができる時間は、次のとおりとする。 <table><tr><th>使用区分</th><th>使用時間</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>分館</td><td>午前 9 時から午後 9 時（土曜日、日曜日及び法に規定する休日は午後 5 時）まで</td></tr></table>	使用区分	使用時間	(略)		分館	午前 9 時から午後 9 時（土曜日、日曜日及び法に規定する休日は午後 5 時）まで	(使用時間) 第 4 条 センターの施設を使用することができる時間は、次のとおりとする。 <table><tr><th>使用区分</th><th>使用時間</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>分館</td><td>講堂、研修室及び和室</td></tr><tr><td>展示ホール</td><td>午前 9 時から午後 5 時まで</td></tr></table>	使用区分	使用時間	(略)		分館	講堂、研修室及び和室	展示ホール	午前 9 時から午後 5 時まで
使用区分	使用時間														
(略)															
分館	午前 9 時から午後 9 時（土曜日、日曜日及び法に規定する休日は午後 5 時）まで														
使用区分	使用時間														
(略)															
分館	講堂、研修室及び和室														
展示ホール	午前 9 時から午後 5 時まで														
(使用料) 第 5 条 <u>附属設備</u>の使用料の額は、別表のとおりとする。 2 (略)	(使用料) 第 5 条 <u>条例第 3 条第 2 項に規定する</u>使用料の額は、別表のとおりとする。 2 (略)														

